



～児童虐待防止策の推進月間～



11月は「子供・若者育成支援強調月間」、「児童虐待防止推進月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」の強化月間になります。今回は、児童虐待について考えます。

児童虐待

とは、保護者等が監護する子供に対し、以下の行為をすることをいいます。

身体的虐待

- ・ 暴力を振るったり、投げ飛ばす
- ・ 激しく揺さぶる
- ・ タバコの火を押しつける
- ・ 熱湯をかける など

性的虐待

- ・ 性的暴力
- ・ 性的行為を強要する
- ・ 性行為を見せる
- ・ 児童ポルノの被写体にする など

怠慢・拒否（ネグレクト）

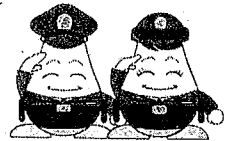
- ・ 食事を与えない
- ・ ひどく不潔にする
- ・ 家に閉じ込める
- ・ 自動車の中に放置する など

心理的虐待

- ・ 言葉による脅し
- ・ 無視
- ・ 子供の目の前で家族などに暴力をふるう など

駐在所 だより

～発行～
 榎原駐在所
 湯野上駐在所
 ～電話～
 67-2325
 68-2259



Question&Answer

- Q 子供が言うことを聞かないので、「しつけ」として子供の体を叩くのは虐待になりますか。
- A 「しつけ」であっても体罰は虐待になります。
令和2年4月に施行された『福島県子どもを虐待から守る条例』でも、子供の「しつけ」に際して体罰を加えてはならないことが明記されています。
- Q 毎日、隣の家から子供の泣き声と親の怒鳴り声が聞こえます。子供の体にアザや傷もあるみたいですが、どこに通報すればよいですか。
- A 些細のことでも、児童虐待かなと思った場合は、すぐに通報してください。
通報先は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」又は市町村役場、福祉事務所、児童相談所、警察署にお願いします。



福島県警察
 YOUTUBE公式チャンネル

いままさチャンネル登録



指名手配犯の検挙に
 ご協力を！！



令和4年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、重要指名手配を始めとして、約530人に上っています。

これらの犯人は、殺人や強盗といった凶悪事件のほか、暴行、傷害窃盗、詐欺、横領などの事件により指名手配されたもので、再び犯罪を犯すおそれがあり、警察では、特に重大な犯罪の指名手配犯人を選定した上で、毎年11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うなど、犯人の早期検挙に取り組んでいます。

指名手配犯人によく似た人を見掛けた！！といった情報など、どんなことでも結構です、警察に通報していただくようお願いいたします。

今すぐチャンネル登録！！

